

第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務委託 仕様書

1 委託業務名

第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務

2 業務の目的

当市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条3項に基づき、令和3年2月に「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。当計画の策定から約5年が経過し、中間見直しの時期であるため、第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を行う。

改定については、市が令和4年度に策定した「ながはまゼロカーボンビジョン2050」等の市における方針を踏まえるとともに、国や県の最新の目標値等を参考とする。

3 業務の期間

契約締結日の翌日～令和9年3月23日

4 業務の主な実施場所

長浜市八幡東町632番地 長浜市役所市民生活部環境保全課ほか

5 策定方針

- (1) この計画は、当市の関連計画、各種政策や、国・県などの計画との整合を図ること。
- (2) 長浜市における民間事業者や市民の活動を踏まえたものとする。
- (3) 業務の遂行にあたっては、環境審議会専門委員会および本市と協力関係にある滋賀県琵琶湖環境科学研究センターと協働すること。

6 業務内容

- (1) 基礎情報の収集および現状分析

ア 基礎情報の収集と分析

計画の改定に際して参考とすべき情報を収集・分析する。収集・分析する情報は、市の自然的・社会的条件、国や県の地球温暖化対策に係る情報に限らず、市の総合計画における基本構想や県の「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり推進計画」で想定している社会ビジョンなどをふまえ、中長期的な将来における市民生活や産業構造などのイメージが分野横断的に把握できるものとする。（使用するデータの一部は市が提供する）

イ 温室効果ガス排出量の現況推計、吸収量の推計

現状における市域の温室効果ガス排出量および吸収量を推計する。排出量のうち、化石燃料由来の温室効果ガス排出量の推計については、市の地域特性を考慮した排出構造を詳細に分析・把握するものとし、製造業やサービス業は細分化した部門ごと、運輸部門は旅客・貨物それぞれの輸送手段ごとに、エネルギー源別および用途別のエネルギー消費量および温室効果ガス排出量をそれぞれ推計する。また、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを検討するためには、二酸化炭素吸収量の検討が必要なことから、最新現況年度における森林吸収量及び農地や都市緑化による吸収量を推計する。（使用するデータの一部は市が提供する）

ウ 再生可能エネルギー導入状況の把握・整理

再生可能エネルギー（太陽光・風力・中小水力・バイオマス・地熱）について、文献調査や関係者ヒアリング、庁内ヒアリング等により市域や公共施設における導入量、施策の実施状況を把握・整理する。

エ 現行計画（地球温暖化対策実行計画）の評価

現行計画（地球温暖化対策実行計画）の削減目標や再エネ導入目標、取組状況の分析・評価及び課題を整理する。

オ 市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルおよび利用可能量の推計

市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルを踏まえ、地理的・自然的（生物多様性保全も含む）・社会的条件を考慮した利用可能量を推計し、空間分布データを作成すること。

（2）アンケートの実施

市民及び事業者に対し、アンケート調査を行う。

<市民向けアンケート>

- ・部数 1,000部
- ・オンラインまたは紙媒体での回答
- ・郵送先住所は市がリストを提示する
- ・質問項目については市が提示する
- ・発送およびデータ集計を事業者が行う
- ・集計方法については市と相談の上、行うこと

<事業者向けアンケート>

- ・部数 200部
- ・オンラインまたは紙媒体での回答
- ・郵送先住所は市がリストを提示する
- ・質問項目については市が提示する
- ・発送およびデータ集計を事業者が行う
- ・集計方法については市と相談の上、行うこと

(3) 将来の温室効果ガス排出量および吸収量の推計

ア 現状趨勢（BAU）ケースの温室効果ガス排出量および吸収量の推計

現状趨勢（BAU）ケース（今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合）の2030年、2035年、2040年および2050年における温室効果ガス排出量と、森林および農地、都市緑化による吸収量を推計する。推計は、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターおよび市環境審議会専門委員会との協働で行い、算出基準となる活動量（世帯数、事業所床面積、産業生産額、交通量、森林管理面積など）を現状と推計年それぞれについて求め、そこに社会情勢の推移などの情報をあわせて提供する。

イ 対策ケースの温室効果ガス排出量および吸収量の推計

対策ケース（現在実施している対策に加え、今後実施すべき対策の効果を考慮した場合）の2030年、2035年、2040年および2050年における温室効果ガス排出量と吸収量を算出する。対策ケースでは、市や県がこれまでの計画で描いた社会像や、市民ワークショップでの意見をふまえた場合について、2050年時点でのゼロカーボン（排出量から吸収量を差し引いた正味の温室効果ガス排出量がゼロとなる状態）達成に至るまでの過程を求める。算出に際しては、現状趨勢（BAU）ケースと同じく滋賀県琵琶湖環境科学研究センターおよび環境審議会専門委員会との協働で行う。なお、市民ワークショップの企画・運営等については、市および関係団体が実施するため本委託業務の範囲外とする。

(4) 脱炭素シナリオの作成

市の現状および目指す将来社会の姿を踏まえ、市域における温室効果ガス排出の将来予測のうち、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（＝ゼロカーボン実現）に向けた排出量・吸収量のカーブと、これを達成した社会の状態（脱炭素ビジョン）の実現に必要な技術・産業・施策・行動変容などを明らかにした「脱炭素シナリオ」を作成する。

(5) 再エネ導入のための促進区域検討に関する作業補助

ア 考慮すべき区域に関する空間分布データの作成

滋賀県琵琶湖環境科学研究センターおよび環境審議会専門委員会によるゾーニングマップ作成の補助として、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターおよび環境審議会専門委員会が提供する「考慮すべき区域に関するデータ」を活用し、空間分布データを作成すること。

イ 太陽光パネルの廃棄量の推計および導入による経済効果の分析

再エネの導入目標量に合せたパネル廃棄量の推計を行う。推計については滋賀県琵琶湖環境科学研究センターおよび環境審議会専門委員会と協働で行う。

(6) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定素案作成

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の構成案および骨子案については市が作成するため、上記（1）～（4）での推計結果等を加筆し、改定素案を作成する。また、環境審議会専門委員等が行った解析結果のデータについても計画本文に差し込むためにグラフや図表の加工等に関する作業も行うこと。

なお、原則当該年度中に改定を完了することとするため、パブリックコメント等の時期も含めて実施スケジュールについては、本市と相談の上進めるものとする。また、本市の関係職員と十分な協議に基づき、区域施策編の概要版を作成する。

(7) 環境審議会の運営支援

計画の内容審議を行う環境審議会を最大3回開催し、資料作成、概要説明、必要に応じて質疑応答を行うこと。また、会議には毎回出席し、議事要旨を作成する。

(8) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとする。打ち合わせについては、7回程度実施する（オンライン可、①開始時、②アンケートの発送・集計方法、③アンケート結果について、④推計方法について(1)、⑤推計方法について(2)、⑥素案について、⑦パブリックコメント反映 最終）。

(9) 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ① 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版・・・電子データ一式
- ② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定概要版・・・電子データ一式

③ 業務内容に関する調査報告書及び議事要旨等・・・・・・・・電子データ一式

(10) 成果品の納入場所

長浜市役所市民生活部環境保全課（長浜市八幡東町632番地）

(11) 業務の完了

受託者は、業務完了時に当市の検査をうけるものとし、その合格をもって業務の完了とする。なお、業務完了後においても成果品に関して、受託者の責めに帰する理由による不備が発見された場合には、直ちに修正を行わなければならない。

(12) その他の留意事項

① 関連法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

② 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしたり、その他の目的に使用したりしてはならない。これは、この契約が終了又は解除された後も同様とする。

③ 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

④ 協議・打合せ

受託者は本業務を円滑に実施するために必要な協議・打合せを行わなければならない。また、作業途中において中間報告を求められたときは直ちに報告を行わなければならない。

⑤ 業務担当者の配置

受託者は、業務の実施に当たり、業務担当者をもって業務全般にわたる技術的管理及び工程管理を行わせるものとする。なお、業務担当者は業務を遂行する上で必要な能力と経験を有するものでなければならない。受託者は、当市の通常業務に支障をきたすことのないよう、万全の業務体制をもって遂行すること。

⑥ 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料等は、原則として受託者が用意するものとするが、当市が所有するもので必要な資料等については、所定の手続きによって貸与する。その際には、業務の目的以外の利用は行わないこと。また複製及び複写することのないこと。

⑦ 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記するものとする。

⑧ 成果物の知的財産権等

成果物の所有権及び著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む。）その他一切の知的財産権は、当市に帰属するものとする。

⑨ 費用の負担

本業務の遂行にあたって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として、受託者の負担とする。

⑩ 疑義

業務遂行上で疑義が生じた場合、又は仕様書に明記されていない事項については、当市と協議のうえで決定するものとする。